

---

---

## 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝（文部科学省）

---

---

- 1 開催日時：2009年11月16日（月）14:40～15:00
  - 2 場所：文部科学省（中央合同庁舎7号館12階総務課会議室）
  - 3 出席者：渡辺周総務副大臣、津村啓介内閣府大臣政務官、逢坂誠二衆議院議員  
中川正春文部科学副大臣、鈴木寛文部科学副大臣、高井美穂文部科学大臣政務官
- 
- 

（津村政務官）既にご検討いただきまして、30条項のうち1条項については勧告通りの見直しという事でお答えいただいて、残る29条項、少し条項数が多いが、私どものほうから改めてご検討お願いいただければということで参上した。とりあえず時間になったので早速本題に入りたい。

まず1点目は、私ども内閣府で用意した資料であるが、一枚目が学校教育法3条だが、学校の設備、編制等の設置基準について、国が基準を設定しているがこちらの設置基準を都道府県の条例で定めるようにしたい。中でも幼稚園の設置基準であり、こちらは認定こども園や保育園が条例に委任すると言う方向で、厚労省とも条例に委任する方向で、内容についてはまだ最後詰めている状況であるが、議論を進めさせていただいている。幼稚園だけが条例に委任できないとなると少し国民の皆さんに説明するのが難しいのかなというのが論点である。

（鈴木副大臣）今日はわざわざお運びいただきありがとうございます。私ども30と言う数え方が機械的、恣意的で大きく分けると10項目ぐらいあり、その8割方は何らかの検討をしたいと思っているし、なるべくバツというのはない方向で頑張ろうという事で事務方とも調整をしてきたつもり。ただ、日本国教育基本法とそれに伴う学校教育環境整備法とか、マニフェストでお約束している部分もあり、そのあたりは後で一緒に勉強させていただきながら、ご協力いただきたい部分もあるので、それについてはぜひご理解いただきながら一緒にやらせてもらいたい。今ご指摘の学校設置基準であるが、これは普通教育については憲法26条、教育基本法、学校教育法という流れがあるということをご理解いただいていると思うが、幼稚園の件についても、幼保一元化の話、こども園の話とか、これは内閣を含めた全体の課題だと理解をさせていただいており、これについては我々の方でも前向きに頑張っていきたいと思っている。この短時間で具体的にどれをどのようにするかというのは、引き続き協議をということでご理解を賜りたい。

（中川副大臣）整理のやり方として考えてもらいたいのは、日本国教育基本法でも機能している法律でもそうだと思うが、教育の国としてのナショナルミニマムを保証していくということ、それが国としての役割とそういう一つの決着の付け方というか、基本的な考え方というものがあるわけである。その時に、それを法律でこういうふう基準を作るのか、それとも予算措置で国が独自に予算措置、ナショナルミニマムという標準を作って、これだけの予算措置をしますよと、しかし

法律事項としては各地方自治体が条例化してそれぞれの基準でやっていけば良いという形で分権化をしていくのか、それともナショナルミニマムの最低限のところを国が出て行って国が基準を決めていくのか、そういう議論を教育分野ではしてきた。しかし本省の認定こども園というのはそういう事ではなく、行政サービスをやっていく時に、どういうサービス基準でやっていくかそれぞれ独自に条例化し市町村でやっていくという法体系基準でやってきたと思う。今度それを最終的には一緒にしていくのだと言うことになるが、その時にさきほどの、どちらの基準でいくか行政サービスでいくかそれとも教育という部分でナショナルミニマムってものを国が保障していくのか、そこのところを整理していき体系化していくのだと思う。だから今の話は、これだけでなく学校の制度基準を含めてみな個別の話になっているので、個別の話でなく体系化して分権を考えていく流れにしていかなければならない。そこのところを斟酌して話を詰める必要がある。

(津村政務官) お話にも出たが、国庫負担のあり方や教育全体のシステムの問題に絡むテーマもたくさんあるので、一概に地域主権推進という一言で結論出していけないものが多いのも事実であろうと思う。短い時間でお話しするため、最初に申し上げるべきであったが、今日は紙を私ども少し詳しくコメント書いたものを手交させていただき、一度で短時間ではあるが情報としてたくさんではあるがお伝えして、ほぼこの時間に紙で改めて政務官 - 政務官で24日を目途にあと一週間をかけてこの件を検討していただければという趣旨である。この場で答えを下さいという事では必ずしもないので、今日は趣旨をお伝えする場という位置付けで、24日、来週月曜日を目途に再検討の結果をいただければという趣旨である。30項目というのも、ポイントを絞って2点、3点ほど特に注目している点を説明して、多少ご感想をいただいて、ということにさせていただきたい。それでは、市町村立学校の学級編制の決定方法の見直しの点であるが、国の基準を標準として、都道府県が基準を設定するというのが現在のあり方で、都道府県教委の同意協議が市町村から見ると必要という位置付けであるが、私どもとしては国としての関与は、標準を示すという義務は維持していただいて、国の役割は今までどおり果たしていただこうと。ただ、都道府県教委への同意協議を廃止することによって、より現場に近い形に繋がっていくのではないかとというのがポイントである。もちろん、その教育環境整備法案あるいは教育一括交付金といった議論が始まっていると伺っており、こういったものと一体的に見直すという立場もあるのかもしれないが、大きな議論はもちろん進めていただくとして、場合によっては先駆けて着手することも可能ではないかというご提案である。

5ページ、6ページは少し後回しにして、7ページにいくと、へき地手当の支給対象及び支給基準の条例への委任ということであるが、どこがへき地学校かという指定が、額の換算、積算の基準を国が設定しているということであるが、これを法律で条例に委任して、従来定めていたものを参酌基準に変えていくことで、もう少し柔軟な運用ができるのではないかとというご提案である。県議会等で色々議論がありがちなテーマのようであり、具体的には控えるが、従来はへき地だったが、高速道路が出来て便利になったとか、マイカー通勤が増えた等で実際

には不公平感のある手当になっているということも相当程度現場では起きているようで、こういったものを参酌基準という形は維持しつつも、現場での判断にもう少し落としていけないかという趣旨である。

それから、9ページの認定こども園の参酌すべき基準等の見直しについては、厚労省とも随分議論の出たテーマであり、場合によっては厚労省も交えて、まさに省庁の垣根を越えて議論すべきテーマかもしれないが、勧告のポイントとしては、受け入れられる子供の数の数え方を参酌基準にしていく等、弾力的に制度改正していく余地がまだまだ多い分野ではないかということである。駆け足になったが、趣旨だけ説明させていただいた。

(鈴木副大臣) 今日私どもも時間がないので資料を作らせていただいたので、是非持ち帰って検討いただきたい。これは冒頭申し上げるべきだったかもしれないが、大きな方向として現場主権とか地域主権を進めていこうというコンセプトの部分については、かなり共有できる部分が多いかと思う。先程も中川副大臣からもお話申し上げたように、かなりマニフェストの中で工程表できっちり詰めてやってきた部分もあるし、当然改革をすると色々な心配が出るが、心配には別の方法で応えている。それから、総理もずっとご説明しているが現場主権、地域主権とナショナルミニマムの兼ね合いみたいな話、ということはシェアさせて頂いているということで、今の追加でご説明あったことについて、いくつかお話を申し上げたいと思う。

まず、学級編制の関係だが、今日は総務省の副大臣、逢坂先生もお見えになっているが、都道府県と市町村の意見が食い違っていて、その調整に我々は苦慮しているので、そこはぜひ、内閣府と文科省と総務省と一緒にになってその調整ができればいいのではないかと。29ページにそうしたことを書かせて頂いているので、ぜひこれはお願いを。例えば、文科省、内閣府、総務省の連名で地公体への要望を提出するというお願いも書かせていただいているのでご検討いただきたいと思う。もう1つ、私たち、初中教育にとっての適正な教育行政単位、民主党時代からずっと、今も民主党ですが、逢坂先生と一緒に議論させていただいたことの話だが、例えば30万から50万が極めて適切な初中教育の単位だということを経験的にも、あるいは何人かの有識者の研究からも上がってきている。そうすると地方はそれに満たない町村がいっぱいあるわけで、これはむしろどういう風に統合していくのかという話である。もちろん現行でも、市町村で事務組合みたいなものを作るといふことはあるかもしれないが、それをもう一歩進んで教育の世界でどう考えていくか。そうすると、従来からずっと進めてこられた基礎自治体という構想は、教育のサービス、特に初等中等教育のサービスの観点からすると、非常に符合した議論でもあるので、そういう議論がどう進んでいくのか、あるいはむしろ文部科学省の分野で言えば、そういうものを先取りする気持ちもないわけではないので、それが出来ない限りはやらないと言うつもりはなく、むしろ我々を1つのモデルにさせていただきながら、一緒に考えられれば良いということである。これについては、先程申し上げたように、繰り返しになるが、県と市町村の調整をどうするか。それが今の適正教育行政、市町村は大きさがまちまちである

から、そうしたところの懸念の話とも裏腹の関係にある。

へき地の件については、想いとしては何ら矛盾するものは我々ないのだが、まず1点、44 ページであるが、すでに今、へき地基準の改正をしているところで、県に作業をしていただいている最中である。その作業は今年度中に完了するという予定になっている。従って、これを再検討することは全くやぶさかでないが、今、一応今年の3月の新基準で改正をして、県に作業をしていただいている、その段階で更にその基準を直すということになったときに、私どもも都道府県教育委員会に対する責任はあるが、県にご迷惑がかからないか、という点を懸念している。我々の認識はむしろその作業を的確に進めさせていただき、その定着を的確にさせていただきたいというのが都道府県の現場の声だと把握している。いや、むしろあわせてやった方がよい、その方がむしろ現場が望んでいるということであれば、我々ももう1回検討するが、どうもそうではないと私たちは思っている。そこは後で、その関係をどう整理するのかというところで追加的なお話があれば教えていただきたい。

それから、認定こども園は内閣全体の話だと思うので、幼保の話はどういうスケジュールで、どういうプライオリティで、なにかからどう変えて、解決していくのかと。そのトータルパッケージの中で、これから始めていくことが、ベストシナリオであるならば、それに協力することは我々としては全くやぶさかではない。特に、認定こども園のことについては、厚労省と一緒に一度相談させてもらいたいと思う。基本的に厚労省が言うことに飛びぬけて我々が主張しようというつもりはない。

(津村政務官) 非常に前向きな答えをもらったものだと思っている。例えば、一つはへき地の件を整理したいのだが、目の前でされている努力のことは一旦おいておくとして、元々の地方の要望として都道府県が実情に応じた調整ができるようにして欲しいというものがずっとあり、それが3次勧告の中の議論を経て、今回このような形で出てきている。文科省としては、それを先取りした努力をしてくれていると理解する。これは、まさに同じ方向を向いた話なのだから、逆に言えば二度手間と言うよりは、制度的な裏づけをしっかりと整えると、現に努力してもらっていること。そういう整理をさせてもらえるなら、これはひとつ前進なのではないか。今回の一回的なものではなく、そういう制度なのだと。そういうところで今回の勧告の主旨に織り込んでもらえる、一つに共通解になるのでは、という気がする。あとの件については、例えば認定こども園にしても、先ほどの29ページの件(義務標準法関係)にしても、まさにゴールは共有しているのだと。ただ、進め方として文科省が突出するのが良いのか、足並み揃えた方が良いのかという方法論の話であれば、そこは内閣府も含めて、皆で要望書を提出という話も提案してもらったし、先ほど厚労省を交えて議論しても良いとの話ももらったし、そういう汗をかいていきたいと思う。今日の場合、ゴールを共有しているということが、もし、確認できるのであれば、そこは大きな進歩だと思う。

(中川副大臣) もう一つ、観点として問題意識を持っているのは、その先の話がある。市町村立学校の学級編制についても、学級編制だけでなく、給与ベースを県が負

担している部分をどう整理していくか。あるいは人事権なども併せて、整理しなければならない。その中の一つとして学校編制という議論が出てきた。やり方としては、県と市町村の間だから国は議論を抜いてしまって、あなた方で話を付けてくださいということも一つの選択肢かもしれない。それはしかし、この問題ではできない。給与をどうするか、人事権はどうするかという話になるだろう。それを整理していこうとすると、もう一方で、我々が将来の構想としてある統括補助金化の中で、給与ベースをどこに向けて統括補助金化していくか。市町村レベルにしていくのか、県にしていくのかという方向によっても、この議論は変わっていくということであるとすれば、逆に統括補助金化の議論というもののスケジュールを早めにあわせておいて、それと同時に並行的にこういうものも全て整理して地方分権化していくという仕組みを作っていくと、ここだけが突出したときに混乱が起きてくるのではないか。その部分はある。

(鈴木副大臣) へき地の話なんかは典型だと思うが、学校環境整備法というのがあり、通学時間とか、へき地では通学できないというのもあるが、通学条件、状態というものも含んでいる。そこには、ハードとソフトとヒューマンと、という話だが、そこにも学習者側の通学条件のようなものが含まれている。究極なものがへき地だと思う。だから、まさに方向としては次々期通常国会あたりには、そういうものを出していきたいと思っている。その時に一方で、憲法 26 条を改正するつもりはない。日本国教育基本法の改正は、すぐにといいわけにはいかないと思う。それから、一方で日本国教育基本法は学ぶ権利というものは、まさにナショナルミニマムとして入っている。ナショナルミニマムの具体化というところで、学校教育環境整備法案というの、まさにナショナルリクワイアメントみたいなことを決めていこうと。というような議論があって、そこでへき地の問題のようなものも捉えていく。ですから、ゴールというか方向は、我々は明確だが、これはナショナルミニマム、これは現場に任せようという仕分けを、それぞれの学習圏を分解してやらせてもらっている。その中で当然、普通教育の所と、幼児教育の所は違う整理だというのは、整理論としてはあるだろうと思うが。一方で、へき地なんかはナショナルミニマムが大事だと。中川副大臣の話にもあったが、一括交付金があれば、そちらでナショナルミニマムを確保するという、別のスキームも見えてくるかもしれないが、だから、私たちの整理は、学校教育環境整備法案それから教育一括交付金で以って、実態を確保するというトータルパッケージを見せているので、もちろんきちっと学校現場や学習者や保護者等に説明していかなければならないが、その中でどのようになるのかを整理しなければならない作業があるということ、今日は共有できればよい。

(逢坂議員) あまり発言する立場ではないかもしれないが。一括交付金のような話が出ていたが、今の民主党の地域主権政策の考え方と言うと、法律に定められた義務的な支出、例えば社会保障関係経費、あるいは教育に関する基本的な支出、これについては一括化する考えは基本的にはない。だから、文科省として独自に何かをやるということなのか、そのところが少し。

(鈴木副大臣) そのことが決まったのであれば、話は別になる。国が持つということ

になれば、国が決めなければいけないということになる。

(逢坂議員) その話に入る前に、新たに文科省として一括交付金のようなことを考えているのか。

(鈴木副大臣) 一応、マニフェストの前提として一括交付金化ということが大きな流れであろう。

(逢坂議員) いや、その中身は2種類ある。

(鈴木副大臣) 私も知っているが、マニフェストを作成した人間として。ただ、基本的には、可能な限り一括交付金化するというのが、マニフェスト作成者は考えている。ただ、義務教育等々については議論がある。だから、除外というか、全く議論なしの一括交付金化というものには入っていないが、逆に言えば、そういう解釈になったのか。

(逢坂議員) 以前からそうだ。

(鈴木副大臣) いや、違う、それは全然違う。マニフェストは僕らが作ったのだから。マニフェストを作った二人がここにいるのだから。あれについては、双方のナショナルミニマムの議論と現場主権の議論があるから引き続ききちっと議論しようという話と理解している。それが、新しい総務省と内閣の中で変更があったなら、それはそれで従うが。

(中川副大臣) さっきのような整理ができれば、それは楽だ。それがないから、悩んでいる。

(逢坂議員) 以前からその整理で変わっていないという認識。

(中川副大臣) そこはちょっと認識が違っているかもしれない。

(逢坂議員) ペーパーの中に「教育一括交付金」とあったので、そこは少しどうなのかと。

(鈴木副大臣) むしろ今日の地方分権改革のコンセプトはシェアしているので、ただそのナショナルミニマム、特に憲法第26条と日本国教育基本法の学ぶ権利は民主党のもう一つの党是であるから。鳩山総理もナショナルミニマムと現場主権の双方を最大化するということは何度も答弁している。そうすると方法は、義務教は今までどおりにして、国の基準で行くという従来からのラインも一つの方法。しかし、それだけ言っていたら、今までと変わらない。ここはあまり今までの省益だとか何とかというのは取っ払って、政治主導でよく考えようということで、我々は勝手に内閣方針を理解して、それでやはり駄目と言われることはやりましょうと。一方で、ナショナルミニマム、特に現場の方々、保護者の方々にナショナルミニマムを確保できていると説明する義務は内閣にある訳だから、今までのように国が面倒を見て、それは国が基準を作る、それが現場主権に若干抵触することがあるから、何か新しい枠組みはないかという議論をした結果というのが途中経過である。

(渡辺副大臣) 条例制定の基準というものを国が示す形で残るわけで、裁量はある程度あっても、総務省の立場からすれば良いのではないかと思う。今日の話は制度論に終始してしまっており、我々総務省の立場では地域主権、地方分権をやるとするのが最大の構造改革であり、最大の行政改革だということを推進することに

一貫して言ってきたので、制度論で終始してしまうと何のために政権交代したのかということが非常に見えにくくなってしまって、裂帛の気迫みたいのが感じられなくて、共に問題点を意識していながら、それをどうしようかと制度論に終始してしまっている。

(鈴木副大臣) 渡辺さんと全く同じ。特に初等中等教育については、国はミニマム・リクワイアメントだけを示せばよいと思っている。後は地方がどうとやってもらえればよいと思っている、基本的には。少なくともそういう観点で見直した。30のうち1という数え方もあるかもしれないが、10のうち8割が「△」である。それは、要するにただ単に「×」で事務方は示すのは駄目だと、できることは最低基準性に基づいてやれる話もあるので、そういうものは一つ一つ見付けてやっていこうという話である。ただ、初等中等教育については、さっきの話もあるので、全体としてのパッケージを見せなければならない。むしろ、渡辺副大臣がおっしゃるとおり、ここの基準はもうちょっと何とかしろとかあれば、それはぜひ教えていただきたい。私もチェックしたつもりだが、まだまだあるかもしれないので、例えば省令のここは要らないだろうという話は、むしろ建設的な議論を私たちもしたいと思うし、視点が変われば、ここの省令第何条はこうしてもよいのではという話はぜひこれから更に・・・。

(渡辺副大臣) 逢坂先生と私の認識、どちらが正しいか分からないが、私は社会保障の部分と義務教育のコストの部分については確か一括交付金の中でその額は確保するというのを我々は確か共有していたはず。生活保護と義務教育については。それは、一括交付金の議論をしたときに、それはどうするのかと地方六団体から総務大臣が質問を受けた時に、その国費で見ると最低限のものはそれはやるという認識で私はいる。総務省として新しい見解を示した、決まったということはない。

(中川副大臣) 具体的に見ていて、例えば学校設置基準関係では、項目一つ一つ調べていくと、ここまで言わなくても良いではないか、実質的にはその上を市町村はやっているとか、こんなの要らないとかはある。そういう見直しはできると思う。それから、へき地手当の支給の基準も、いま県がやっている作業をどう見ていくか。いま県がやっている作業を一旦ゼロにして、条例で勝手に決めてくださいと言っていくのか、それともその作業をこの基準の見直しというものをやっているが、その見直し基準をそのまま条例にしてはどうかなど、交渉の余地はあると思っている。まるっきりこちらが変えましたということではなく、相手の作業を斟酌しながら条例化をしていく手立てとか、今年は基準を作っておいて、来年そのまま条例に置き換えたらどうかなど、いろんなあやがここから出てくるような、具体的な話だという気がしている。

(津村政務官) どうもありがとうございました。いろんな話が出て来て、時間も延長し、大変有意義だったと思う。元々は具体的な細かい提案をしてきたところがあり、それが数え方はともかく、この何項目だったということである。もっと言えば、地方分権改革推進委員会の第3次勧告というのは、私たちの部局で受け取ろうかどうかも議論してきたほどで、多くは旧政権下で議論されたものであり、我々

のマニフェストを前提にしたものではない部分で議論されたものであるので、そういう意味でも議論の整理は確かに必要かもしれないし、別の言い方をすれば、旧政権下でもこれだけの議論をしていたところ、我々がどれだけ成果を出せるかという国民の目も意識しなければいけないというところも事実だと思うので、あと1週間また時間をとらせてもらうので、多少国民の皆さんにどう説明していくかという問題意識を共有してもらいながら、ぜひ更なる検討をお願いしたい。

(鈴木副大臣) よく分かった。今日特に指摘をいただいた大玉は、少なくとも文科省政務三役はニュートラルで、何かやりたいと思っている。しかし、市町村と県が、意見が真っ向対立するような大玉が2、3あるので、ここの調整枠組みをどうするかということで、一緒に相談をさせてもらえればありがたいと思っている。

(津村政務官) ぜひよろしくをお願いしたい。

(渡辺副大臣) もし自治体の意見を必要とするならば、我々も進める方向で協力する。だけど、この勧告はまさに自民党政権時代の下で作られたものであり、後退することは当然許されない。いま以上に鳩山政権にとっても、なかなか正念場に来ている、支持率も下がって厳しい、なかなか成果が見えてこない中で、やっぱり我々としても地域主権を確立するという第一歩であるから、政治主導でしっかりやっていかないとこの政権の存在意義すらを問われてしまうのではないかと、失ってしまうのではないかと政治的な想いも込めて、協力して一緒にやっていくことは協力していきたい。

(鈴木副大臣) 冒頭の発言だけ残ってしまうと、文科省は何もやっていないように聞こえるが、大きな9項目のうち4項目は「○」である。それ以外もほとんどが「△」なので、先ほどの言われ方をすると非常にネガティブに捉えられるので、その辺はぜひご理解を賜りたい。市町村が一生懸命やりたいということは最大限尊重して、いろいろな設置基準や認定こども園の表示基準とか、学校運営協議会の指定の問題とか、幼稚園の認可についてもかなり現場主権を進めていきたいと思っているので、ご理解いただきたい。

(津村政務官) どうもありがとうございます。また検討の結果を聞かせてもらいたい。私たちが30項目と言ったのは、地方要望分のことであるので、最後の1ページは地方要望以外のところである。

(鈴木副大臣) だから、我々は要望されていないところもやっていくという意味で。

(津村政務官) ありがとうございます。

(以上)